

江南市分別ごみ認識度調査表 Ver.1

□の中へ、正しいものは○、誤っているものには×を記入してください。

(※廃家電とは、家電リサイクル法で指定されている家電をいう。)

- 1 × 農薬缶は、中身が入ってなくても、出してはいけない。
- 2 × 中身が入っていても、ペンキやオイル缶は出してもいい。
- 3 ○ ビールの王冠など、金属製キャップは、空き缶類である。
- 4 ○ スプレー缶は穴をあけるようにするが、中身が入っているか、どうか確認する。
- 5 ○ 割れたビンは埋立ボックスである。
- 6 × 化粧品のビンは、すべて埋立ボックスである。
- 7 ○ 封筒、菓子箱、ノートは雑がみである。
- 8 × ビニールやアルミが貼ってある酒パックやジュースも牛乳パックに入れてよい。
- 9 × 感熱紙、たばこの箱、洗剤の箱など、加工がしてあるものも雑がみでよい。
- 10 × 使用済はがきの回収ボックスは図書館にはない。
- 11 ○ 平日の午前10時なら、環境事業センターで雑がみの受入れをしてくれる。
- 12 × 下着や皮製衣類、シーツは、衣類に出してはいけない。
- 13 × スッキング、座布団、電気毛布は布類でよい。
- 14 ○ ファンヒーターやストーブは60センチ以下であれば、鉄類でよい。
- 15 ○ ペットボトルのキャップは、プラスチック製容器包装類である。
- 16 × 金属製のキャップは埋立ごみである。
- 17 ○ しょうゆ用のペットボトルは、ペットボトルの分類でよい。
- 18 × 食器用洗剤や化粧品のペットマークの容器は、プラスチック製容器包装類ではない。
- 19 ○ 食用油のペットボトルは、廃プラである。
- 20 ○ みりんのペットボトル容器は、ペットボトルの分類でよい。
- 21 ○ 江南市の分別は、ペットボトルに巻いてつけてあるラベルを、はずさなくてもよい。
- 22 ○ トレイは、発泡スチロール製の食品用トレイに限る。
- 23 × トレイは、色もの、がらものは、だめである。
- 24 × カップラーメン、うどんの発泡スチロールで出来たカップは、トレイでよい。
- 25 ○ 納豆のカップは、洗ってあれば、プラスチック製容器包装類でよい。
- 26 ○ 粒状になっている発泡スチロールは、廃プラへ入れる。
- 27 ○ プランターなどに使用して汚れがひどいものは、きれいに水洗いして廃プラへ入れる。
- 28 × アルミ加工をした塩ビ包装製品は、廃プラである。
- 29 ○ レジ袋は、プラスチック製容器包装類である。
- 30 × プラスチック製のシャンプーの容器やポンプの部分はプラスチック製容器包装類ではない。
- 31 × 液体製品の詰め替え用に使用されている塩ビ製の袋は、廃プラである。
- 32 × プラスチックで出来ている筆入れは、容器なので、プラスチック製容器包装類である。
- 33 ○ コンビニで買った弁当のプラスチックの入れ物は、プラスチック製容器包装類である。
- 34 × 発泡スチロール製のカップヌードルの容器は、トレイである。
- 35 × パンやお菓子が入っていたビニールの袋は、プラスチック製容器包装類ではない。
- 36 ○ みかんやたまねぎが入っていたビニール製のネットは、プラスチック製容器包装類である。
- 37 × 市の可燃ごみ指定袋は、プラスチック製容器包装類である。
- 38 × 購入した時に、おもちゃを包んでいた透明のプラスチック容器は、廃プラである。
- 39 × プラスチック製バケツは、容器なので、プラスチック製容器包装類である。
- 40 ○ 台所洗剤のプラスチック容器は、プラスチック製容器包装類である。
- 41 ○ CDや、DVDは廃プラである。
- 42 × ポテトチップスなどが入ったアルミ加工した塩ビ製袋は、プラスチック製容器包装類ではない。
- 43 ○ 靴は、廃プラでよい。
- 44 ○ テープ類は、本来、廃プラでよいが、破砕機に帯状のテープが絡まるので、別収集している。
- 45 ○ 手に持って遊ぶようなビニール製の小さなおもちゃは、廃プラでよい。
- 46 ○ 携帯電話は、携帯電話会社の販売店で、引き取ってもらう方がよい。
- 47 ○ モバイル・リサイクル・ネットワークのマークがある店なら、どの電話会社の携帯でも引取ってもらえる。
- 48 × 割れた蛍光灯は、埋立ボックスである。
- 49 × 持ち運び用に使ったビニール袋も埋立ボックスに入れてよい。
- 50 ○ 電球型蛍光灯は、蛍光灯ボックスでよい。

江南市分別ごみ認識度調査表 Ver.1

□の中へ、正しいものは○、誤っているものには×を記入してください。

(※廃家電とは、家電リサイクル法で指定されている家電をいう。)

- 51 ○ 蛍光管を取り立てて別回収しているのは、有害な成分である水銀を使用しているからである。
- 52 × 充電用の乾電池は、乾電池のボックスでよい。
- 53 × 傘は60センチを超えると、粗大ごみになる。
- 54 ○ 発光灯や豆電球は、埋立ボックスである。
- 55 ○ 携帯電話の部品には、レアメタルと言われる希少金属が含まれている。
- 56 × コンクリートブロックは、埋立ボックスでよい。
- 57 ○ パソコンプリンターに使うカラーインクカートリッジは、廃プラである。
- 58 ○ 60センチ未満のクッションやぬいぐるみは、中型ごみである。
- 59 ○ ひげそり用カミソリは、緑の埋立ボックスに入れる。
- 60 ○ 粗大ごみ受付センターの電話番号は0120-574-530である。
- 61 × 粗大ごみ受付センターの番号は、携帯電話からはかからない。
- 62 ○ 1回における粗大ごみの申し込み点数は、5点までである。
- 63 × 粗大ごみ処理券は、市役所で販売している。
- 64 ○ 粗大ごみとは、縦、横、高さのいずれか一辺が60センチ以上のもので、2人で積み込みができるものをいう。
- 65 ○ タンスを自分で分解して、全ての部品を60センチ未満にした場合は、分別ごみ集積場に出せる。
- 66 ○ 粗大ごみ処理券は、1点につき1枚で、1,000円である。
- 67 ○ 粗大ごみ処理券を取り扱っている市内小売店舗は、約80店ほどある。
- 68 ○ 粗大ごみで出す場合、学習机とイスは、セットで1点である。
- 69 ○ 4組で1点と考える粗大ごみもある。
- 70 × 粗大ごみの収集の時には、立ち会わなければならない。
- 71 ○ 江南市指定可燃ごみ袋は、市が製造発注し、各小売店舗で販売をお願いしている。
- 72 ○ 生ごみを処理する機器については、市の補助金制度がある。
- 73 ○ 貝がらは可燃ごみに出せばよい。
- 74 ○ 家電ごみの中には、市の収集で取り扱えないものがある。
- 75 ○ 廃家電は、リサイクル料金を支払わなければならない。
- 76 × 家電小売店には、売った商品に対して、廃棄のときの引取り義務はない。
- 77 × テレビはインチにかかわらず、家電リサイクル料金は一律である。
- 78 ○ 家電リサイクル法で指定されている家電の買い替えは、小売店に引取ってもらった方がよい。
- 79 ○ 個人で、廃家電を処分する場合は、郵便局で家電リサイクル料金を振り込む。
- 80 × 廃家電を搬入する指定引取場所は、メーカーによって分かれている。
- 81 × 廃家電を搬入する指定引取場所は、一箇所しかない。
- 82 ○ 指定引取場所へ運搬を代行してくれる許可業者がいる。
- 83 ○ 冷蔵庫は、容量によって家電リサイクル料金が異なる。
- 84 ○ 家電小売店で、廃家電を引取ってもらう場合は、家電小売店で家電リサイクル料金を払う。
- 85 × 洗濯機は粗大ごみである。
- 86 ○ 家電リサイクル料金の伝票は、郵便局のものと家電小売店のものとは異なる。
- 87 × ワープロは、パソコンの種類に入るので、市の分別には出せない。
- 88 × パソコンは、廃プラに出せばよい。
- 89 ○ パソコンは、直接、製造メーカーが引取る義務がある。
- 90 ○ キーボードやプリンターは分別ごみに出せる。
- 91 ○ パソコン廃棄の相談については、パソコン3R推進協会というところがある。
- 92 × ボーリングの玉は、廃プラである。
- 93 ○ 自動車のタイヤは、排出禁止物である。
- 94 × スプリングの入ったベッドのマットは、粗大ごみに出せる。
- 95 ○ 建設廃材は、排出禁止物である。
- 96 ○ 排出禁止物の処理は、一般廃棄物収集運搬許可業者に相談した方がよい。
- 97 ○ 市が回収した廃食用油は、市の可燃ごみ収集車の燃料に利用している。
- 98 × 耐火金庫は、鉄で出来ているので、鉄類に出せばよい。
- 99 ○ 家庭から出た剪定枝、草は環境事業センターで確認の上、有料で焼却場へ搬入できる。
- 100 ○ 江南市は、可燃ごみの減量にみなさんの力を必要としている。